

沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金交付要綱

平成 24 年 7 月 6 日 制定

平成 25 年 10 月 11 日 改正

平成 27 年 5 月 29 日 改正

平成 28 年 3 月 15 日 改正

平成 28 年 7 月 7 日 改正

平成 29 年 1 月 10 日 改正

平成 30 年 4 月 25 日 改正

令和 3 年 4 月 1 日 改正

令和 4 年 3 月 31 日 改正

令和 7 年 3 月 28 日 改正

（趣旨）

第 1 条 知事は、園芸作物の生産振興を図るため、市町村、農業協同組合、広域事業主体又は農業者の組織する団体が行う事業に要する経費及び農業協同組合、広域事業主体又は農業者の組織する団体が行う事業について、市町村が補助するのに要する経費に対し、予算の範囲内において、沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付は、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金の対象事業、経費及び補助率等）

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の対象となる経費、補助率及び事業実施主体は、別表に定めるところによる。

2 別表の経費欄に掲げるそれぞれの事業に係る補助金は、相互に流用してはならない。

（補助金の交付申請）

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年度知事が定める日までに沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金交付申請書（第 1 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第 4 条 知事は、前条の申請書を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 5 条 補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第 7 条の規定に基づき補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日を経過した日までに、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の変更申請）

第 6 条 補助事業者は、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金変更承認申請書（第 2 号様式）を知事に提出しなければならない。

（事業の着手及び完了報告）

第 7 条 補助事業者は、工事又は機械購入を伴う補助事業については、補助金交付決定通知を受けた場合は遅滞なく着手し、着手後速やかに沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金着手報告書（第 3 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金交付決定前に着手する場合にあつては、あらかじめ市町村長又は知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した沖縄県園芸作物生産振興対

策事業に関する交付決定前着手届（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、第1項に規定する工事又は機械購入が完了したときは、速やかに沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金完了報告書（第3号様式に準ずる。）を知事に提出しなければならない。

（事業遅滞等の報告）

第8条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号の定めるところにより、知事の承認等を受けなければならない。

- （1）補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれるとき

沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金予定期間延長承認申請書（第5号様式）を速やかに知事に提出し、知事の承認を受けること。

- （2）補助事業の遂行が困難となったとき

その理由及び遂行状況を記載した書面を知事に提出し、知事の指示を受けること。

（概算払の請求）

第9条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金概算払請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（遂行状況報告）

第10条 補助事業者は、規則第10条の規定に基づき知事が報告を求めたときは、沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金遂行状況報告書（第7号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれかの早い期日までに、沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金実績報告書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 12 条 知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 知事は、別表に掲げる補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、交付決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 交付決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第 3 項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 補助事業者は、第 12 条の規定に基づく補助事業に係る補助金の額の確定後に、

消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税等仕入控除税額報告書（第 9 号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（証拠書類等の保管）

第 15 条 補助事業者は、補助事業の内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を有する場合においては、取得財産等管理台帳（第 10 号様式）その他の関係書類を整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 11 条に定める実績報告書に取得財産等明細表（第 11 号様式）を添付しなければならない。

（財産の管理等）

第 16 条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第 17 条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第 12 号様式）を知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限を適用しない場合）

第 18 条 前条第 1 項に定める取得財産等は、次に掲げる場合、財産処分の制限を適用しない。

（１）補助事業者が、補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合

(2) 補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数の期間を経過した場合

(調書の作成)

第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（第 13 号様式）を作成しておかなければならない。ただし、本条項は、市町村に対する補助金に限るものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 6 日から施行し、平成 24 年 7 月 6 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 15 日から施行し、平成 28 年度事業から適用する。なお、平成 27 年度事業については旧要綱を適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 7 日から施行し、平成 28 年度事業から適用する。なお、平成 27 年度事業については旧要綱を適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 25 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。なお、平成 29 年度までに実施した補助事業については、なお従前の例による。

2 この要綱は、平成 34 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 前項の規定に関わらず、第 14 条から第 18 条に掲げる規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度事業から適用する。なお、令和 3 年度までに実施した補助事業については、なお従前の例による。

2 この要綱は、令和 14 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 前項の規定に関わらず、第 14 条から第 18 条に掲げる規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度事業から適用する。なお、令和 6 年度までに実施した補助事業については、なお従前の例による。

別 表 (第2条関係)

補助事業	経 費	補助率	事業実施主体	重要な変更	
				経 費 の 配 分 の 変 更	事 業 の 内 容 の 変 更
1 沖縄型 耐 候 性 園 芸 施 設 整 備 事 業	1 事業費 沖縄型耐候性園芸施設整備 事業実施要領に基づいて行う 事業に要する次に掲げる経 費 (1) 沖縄型耐候性園芸施設等整 備事業 沖縄県園芸戦略品目の安 定生産を図るため環境制御 設備等の一体的整備を含め た沖縄型耐候性園芸施設の 導入に要する経費であって 当該経費を市町村が補助す る場合における当該補助に 要する経費 (2) 耐候性園芸施設補強・改修 事業 産地で沖縄県園芸戦略品 目の安定生産に必要と位置 づける耐用年数を過ぎた既 存耐候性園芸施設の補強・改 修に要する経費であって当 該経費を市町村が補助する 場合における当該補助に要 する経費	8 / 10 以内	市町村、農業 協同組合、広 域事業主体、 農業者が組 織する団体	1 事業実施 主体におけ る事業費 20%を越え る増減	1 補助事業 の中止又は 廃止 2 事業実施 主体の変更
2 園芸産 地生産体 制強化支 援事業	1 事業費 園芸産地生産体制強化支 援事業実施要領に基づいて 行う事業に要する次に掲げ る経費 (1) 機械整備事業 共同利用機械整備 果樹、野菜、花きの生産拡 大を図る産地形成を推進す るための共同利用機械整備 に要する経費及び当該経費 を市町村が補助する場合に おける当該補助に要する経 費				

第 1 号様式（第 3 条関係）

第 号

年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

住 所

団 体 名

代表者名

年度沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金交付申請書

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、沖縄県園芸作物生産振興
対策事業補助金交付要綱第 3 条の規定により、沖縄型耐候性園芸施設整備事業補助金
円（園芸産地生産体制強化支援事業補助金 円）の交付を申請します。

別紙

1 事業の目的

2 事業の実施計画（又は実績）

地区名	事業実施主体名	受 益		事業内容	構 造、 能力等	事業量	単価	事業費	負担区分			備考
		戸数	面積						県補助金	市町村費	その他	
		戸	㎡				円	円	円	円	円	除税額 うち 県補助金
計	事業費											
	附帯事務費											
	合 計											

3 事業開始予定（又は開始）年月日 事業完了予定（又は完了）年月日
年 月 日 年 月 日

4 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
(1) 県補助金	円	円	円	円	
(2) 市町村費					
(3) その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

※区分には、事業名（沖縄型耐候性園芸施設整備事業、園芸産地生産体制強化支援事業）を記載すること。

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

住 所

団 体 名

代表者名

年度沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき承認して下さいよう関係書類を添えて申請します。

記

（注）記の記載様式は、第1号様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更理由」と書き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容と変更後の事業の内容とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

住 所

団 体 名

代表者名

年度沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金着手（完了）報告書

年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり着手（完了）したので報告します。

記

- 1 事業主体名
- 2 地区名
- 3 事業内容
- 4 着手年月日
- 5 完了予定（完了）年月日
- 6 請負（購入）金額
- 7 設計金額
- 8 入札年月日（完了報告の場合は除く）
- 9 事業量及び事業費（完了報告の場合は除く）
- 10 事業請負（売買）契約書写し（完了報告の場合は除く）
- 11 事業工程表（完了報告の場合は除く）
- 12 入札結果報告（完了報告の場合は除く）

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
団 体 名
代表者名

年度沖縄県園芸作物生産振興対策事業に関する交付決定前着手届

沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

別添

事業名	事業実施主体	事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

住 所

団 体 名

代表者名

年度沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金予定期間延長承認申請書

年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあった沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金について、下記の理由により当初予定期間内に完了出来ないので、予定期間の延長を承認してくださるよう申請します。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 事業内容
- 3 着手年月日
- 4 当初完了予定年月日
- 5 承認を受けようとする延長期間
- 6 事業が予定期間内に完了しない理由
- 7 事業遂行状況

経 費	予定事業量	今回の出来高	備 考

（注）経費の欄には、別表の経費を記入すること。

第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

住所

团体名

代表者名 _____ 印 _____

年度沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金概算払請求書

年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあった沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金について、下記のとおり金 円を概算払して下さるよう請求します。

記

年 月 日現在

[illegible]

第 7 号様式（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

住 所

団 体 名

代表者名

年度沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金遂行状況報告書

年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあつた沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金について、年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

事 業 計 画				遂 行 状 況			
事 業 費	事 業 費 内 訳			月 日までに完了した分		事 業	
	補 助 金	市町村費	その他	事業開始 年 月 日	事 業 費		完了予定 年 月 日
					出来高	進ちょく率	
円	円	円	円		円	%	

第 8 号様式（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

住 所

団 体 名

代表者名

年度沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金実績報告書

年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、その実績を報告します。

記

（注）記の記載要領は第 1 号様式の記載要領に準ずる。なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を 2 段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

第 9 号様式（第 14 条関係）

第 号
年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

住 所

団 体 名

代表者名

年度消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|------------------------------------|---|---|
| 1 | 沖縄県補助金等の交付に関する規則第 13 条の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (年 月 日付け農園第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入
控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注)事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

第 10 号様式（第 15 条関係）

取得財産等管理台帳（ 年度）

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月 日	耐用 年数	保管 場所	交付 率	備考
計									

- （注） 1 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 2 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

第 11 号様式（第 15 条関係）

取得財産等明細表（ 年度）

財産名	規格	数量	単価 （円）	金額 （円）	取得 年月 日	耐用 年数	保管 場所	交付 率	備考
計									

- （注） 1 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 2 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

第 12 号様式（第 17 条関係）

第 号
年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

住 所
団 体 名
代表者名

年度沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた 事業について、下記のとおり財産を処分したいので、承認願います。

記

1 処分しようとする財産及び処分の理由

- （1）財産の名称
- （2）処分の方法（使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保の提供の別を記載すること）
- （3）金額
- （4）取得年月日
- （5）処分年月日
- （6）処分の理由

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

第 13 号様式（第 19 条関係）

年度 沖縄県園芸作物生産振興対策事業補助金調書

沖縄県	歳出予算科目		交付決定の額		交付率		備考
市町村名	歳入	科目	予算現額		収入済額		備考
	歳出	科目	予算現額 (うち国庫補 助金額)	支出済額 (うち国庫補 助金額)	翌年度繰越額 (うち国庫補 助金額)	備考	

(備考)

- 1 県の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。
- 2 市町村の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳入にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等を区分し、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費、支出額、流用増減額等を区分して記載すること。
- 4 交付対象事業等の市町村の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、市町村の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書（ ）をもって付記すること。